

◆協議離婚する場合に決めなくてはならないこと

- ・ 子ども（満 20 歳未満）の親権者にどちらになるか
- ・ 養育費の額、支払い方法（離婚後に決めるのは困難）
- ・ 慰謝料の額、支払い方法（同上）
- ・ 財産分与（同上）
- ・ 子どもとの面接交渉権 . . . 等

⇒これらの取り決め内容を文書化、署名捺印します。

「念書」「合意書」「覚書」「離婚協議書」どんな題名でも可能です。

2通作成、当事者双方署名・押印し一通ずつ保管します。

ご夫婦が離婚に際し合意した内容は、基本的には離婚協議書に記載できますが、内容によっては、公序良俗違反で無効となったり、文章の記載の仕方によっては本来は強制力を持たせられない合意内容である可能性もあるので注意が必要です。複雑な内容については、ぜひお問い合わせください。

⇒これらを「**執行認諾文言付公正証書**」にしておくこと、債務不履行の場合に、調停や判決を経ることなく強制執行することが出来ます。

⇒金銭以外の内容は公正証書に記載しても法的効力はありませんが、取り決めた内容の証拠にはなるのでのせておくとい良いでしょう。

◆協議離婚がどうしても成立しない場合

【調停離婚】

家庭裁判所へ申し立てを行います。調停成立を以て離婚となります。

⇒調停不成立の場合は、以降は訴訟となります。

【認諾離婚】【和解離婚】【判決（裁判）離婚】など

◆子どもの戸籍と姓

離婚が成立すると、一方の元配偶者は、筆頭者の戸籍から抜けることとなりますが、子供の籍は筆頭者の戸籍に入ったままであり、自動的に移動されることはありません。

（もちろん、子は両親が結婚中に使用していた姓のままです）

親権者と姓を同じにしたい、など筆頭者の戸籍から抜けた側が新しく作った戸籍にお子さんを入れたい場合には、「離婚に伴う子の氏の変更の許可申立書」を家庭裁判所に提出します。子が 15 歳以上であれば、申立は子が行うことができます。家庭裁判所から許可が下りたら、市区町村の戸籍課に「入籍届」を提出することで、お子さんを親権者と同じ戸籍に

入れることができます。

※15歳未満の子の姓を親権者が申し立てをした場合には、子が20歳になってから一年の間は「本当にその姓でよいのか否か」を子自身が選択することができることになっています。